

募集要項等に対する質問回答書 第2回

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	10	第2	5	(10)			小松島市緑の基本計画	小松島市緑の基本計画において、本施設は市の公共・公用施設に当たるかご教示ください。また、緑化率を算定する際の分母は敷地面積と考えてよろしいでしょうか。緑化率に関する学校グラウンドの緩和規定などはありますでしょうか。	市の公共・公用施設に当たります。緑化率を算定する際の分母は施設敷地面積となり、緩和規定は設けておりません。本緑化率は努力目標であります。
2	募集要項	25	第4	4				代表企業の交代について	「事業期間内において、市が認める場合には、基本協定に基づき、事業者グループ内で代表企業を交代できるものとする」とありますが代表企業を交代する前提で提案書を作成する事は可能でしょうか。（市に認めてもらえる前提で）	お見込みのとおりです。
3	募集要項	26	第7	3				財政上金融上の支援について	今回の施設整備において適用可能な補助金があった場合、市も申請に協力するという事でしょうか。	お見込みのとおりです。適用可能な補助金について事業者から提案がある場合、市においても申請の協力を検討します。
4	要求水準書	5	第1	3	(4)	①	ア	事前調査業務について	(必要に応じて土壌調査等)と記載がありますが、土地履歴調査を実施すると解して宜しいでしょうか。ご教示願います。尚、現地土壌サンプル調査の実施が必要となる場合、調査期間、調査費用等の発生により、大幅な条件変更となります。また、土壌汚染が確認された場合の除去対応等については、言うまでもありません。	お見込みのとおりです。土壌汚染に係る調査については、提案内容等を基に徳島県と協議の上、届出や調査の内容について調整する想定であり、これらにかかる支援は本業務に含まれます。 なお、現時点では土壌汚染に係る土壌サンプル調査や対策工事は不要の想定です。万が一これらが必要となった場合は事業者の実施としますが、契約変更等を含めて協議のうえ決定します。 令和6年2月5日に公表した個別対話回答No. 20も確認してください。
5	要求水準書	6	第1	3	(5)			維持管理期間	維持管理期間は令和9年4月1日～となっておりますが、p52の業務期間に準じて引渡し日から維持管理期間に移行すると理解してよろしいでしょうか。	P6に記載のとおり、維持管理期間は令和9年4月1日～です。このため、P52の業務期間を修正します。
6	要求水準書	11	第1	5	(2)			敷地西側道路拡幅工事	敷地西側道路拡幅工事についてですが、別紙1によりますと敷地側に2mセットバックし、そのセットバックする敷地に暗渠が入る図面となっておりますが、敷地の北西側にあります歩道橋の部分が不明です。歩道橋は撤去の予定でしょうか。もしくは架け替えの予定でしょうか。又は、歩道橋をさけて暗渠を敷設予定でしょうか。計画をご教授ください。	令和6年2月5日に公表した個別対話No. 60の回答のとおりです。
7	要求水準書	12	第1	5	(3)			児童の登校時間	児童が登校する時間帯をご教示ください。 (〇時～〇時の間)	7時30分（開錠）から8時15分（朝の活動）までの間に登校します。
8	要求水準書	12	第1	5	(4)			第一期工事中の場所の確保について	校庭：バスケコート一面(10m×30m)程度の整形スペースと記載がありますが、既存小学校校舎内の中庭部分及び既存幼稚園園舎内の運動場部分以外(既存小学校の運動場部分)で確保が必要なのでしょうか。	既存小学校校舎内の中庭部分は体育での使用を想定していません。また、既存幼稚園園舎内の運動場についても、小学校児童の使用を想定していません。このため、別途で運動場を確保してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
9	要求水準書	16	第2	1	(1)	イ		理科室	理科室においては、化学薬品対応の特殊な局所換気設備を想定しておりますでしょうか。	局所換気設備については設置を想定していません。
10	要求水準書	26	第2	1	(4)	(ウ)		放課後児童クラブ	放課後児童クラブ職員室は各保育室に分散配置せず、独立した室として1か所に集約すると考えてよろしいでしょうか。	放課後児童クラブ職員室は保育室（専用区画）とは別に独立した部屋とし、また保育室が複数階に配置となる場合は、使用する職員数に応じた部屋を各階に設けることも可能です。
11	要求水準書	28	第2	1	(6)	(ウ)		駐車場	敷地外に設ける職員駐車場から学校へのアクセス方向についてご教示ください。	敷地の西側からのアクセスとなります。
12	要求水準書	28	第2	1	(6)	(オ)		外構	現在、新規校舎建設予定地（敷地南側及び南東側）に別紙4の一覧表に明記されていない植栽、西門（給食室）南側にナイター照明がございます。撤去しても宜しいでしょうか。	別紙4の一覧表に明記されていない植栽、西門（給食室）南側にナイター照明等についても撤去してください。
13	要求水準書	30	第2	2	(1)	④	(ウ)	ネット通信システムの契約費用について	災害時に利用できるネット通信システムは、プロバイダ契約が必要になります。この15年間のランニング費用は維持管理業務に含まれますでしょうか。	プロバイダ契約（15年間のランニング費用）は市の負担とします。
14	要求水準書	31	第2	2	(1)	④		停電への対応	停電時の供給電力の使用想定機器は、貴市が備品として購入するとうことでよろしいでしょうか。	照明及び無線LANは事業者による整備であり、これ以外は市が備品として購入します。
15	要求水準書	31	第2	2	(1)	④		停電への対応	電動トイレとはどういったものでしょうか。	備蓄型電動簡易トイレ（1回使用ごとに汚物をパック処理することができるもの）を想定しています。
16	要求水準書	32	第2	2	(1)	④		断水への対応	貴市が別途設置を想定している飲料用耐震性貯水槽の容量を災害時に必要な容量のうちに見込んでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、市の飲料用耐震性貯水槽は、断水時に地域全体を対象として飲料水を供給することを目的として設置します。
17	要求水準書	32	第2	2	(1)	④		断水への対応	貴市が別途設置を想定している飲料用耐震性貯水槽の容量40m ³ ～60m ³ は実容量でしょうか。	実容量の想定です。
18	要求水準書	32	第2	2	(1)	④		断水への対応	貴市が別途設置を想定している飲料用耐震性貯水槽からの取水方法をご教示ください。	手動ポンプまたは動力ポンプ、もしくはその両方による取水とする予定です。
19	要求水準書	32	第2	2	(1)	④		断水への対応	飲料用耐震性貯水槽への送水・取水に係る設備費・施工費は貴市の負担という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書	38	第2	2	(4)	⑥		電話及び情報の契約費用について	電話料金及び情報通信設備の使用料金は、募集要項に記載の光熱水費と同様、維持管理業務には含まず、市の方で負担されるという考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書	45	第3	3	(4)			着工前業務	設置予定の電気設備等に関し、貴市による工場検査（立会）は実施されませんでしょうか。	工場検査は実施しないことを想定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
22	要求水準書	47	第3	3	(5)	③	エ	既存小学校校舎等の解体・撤去業務について	アスベストについては、「別紙11 アスベスト調査結果」を参照の上・・・と記載がありますが、サンプル調査を実施していない「みなし含有」部分が多く、対応検討が難しい状況です。現調査資料によりますと、工事期間、工事費用等大変厳しい前提条件となります。(特にモルタル、塗料等のアスベスト対応処理は大変難しいものです。)現時点では、「アスベスト含有は無し」と条件変更して頂けないでしょうか。また、実際のサンプル調査を早急に行い、含有の場合の対応を検討して頂く必要があると思われま。対応について、ご教示願います。	募集要項等に対する質問回答書 第1回のNo. 116及びNo. 139の回答のとおりです。 事業者にて成分分析を行うか、すべてアスベストは含有されているとみなして除去処分を行うかは、提案に委ねます。 なお、公表資料では合理的に予測できないアスベストが存在することが判明した場合は、その除去処分方法について市と協議のうえ決定します。
23	要求水準書	47	第3	3	(5)	③	エ		No. 4及びNo. 22については、一般的に受注事業者の責任範囲外の内容と思われま。設計期間中等に事前調査を実施し、結果を確認の上で、再調整後に契約するものとして頂けないでしょうか。	それぞれの処理について、No. 4及びNo. 22の回答のとおりです。
24	要求水準書	別紙2						地盤状況調査	要求水準書別紙2の地盤調査結果に基づいて提案したものの、事業開始後に当該調査結果より大幅な乖離が見つかった場合は、実施方針別紙「予想されるリスクと責任分担表」のNO. 13上段に記載のとおり、変更に必要な合理的な費用は市負担として理解してよろしいでしょうか。(要求水準書別紙2が計画地のデータでないこともあり、念のためご確認をお願いするものです。)	お見込みのとおりです。 工事に係る条件変更は、建設工事請負契約書(案)第18条に基づくものとします。
25	要求水準書	別紙5						想定学級数及び児童・教職員の人数	給・排水量を算定するにあたり使用人数を想定する必要がありますが、別紙5では2027年推計で生徒558人、教職員44人の計602人とあり、一方で要求水準書19頁では「給食数想定650人分」とあり、どちらの人数を採用すべきでしょうか。	要求水準書19ページ「第2/1/(1)/エ/(7)/b」に記載する想定人数650人にあわせて算定してください。
26	要求水準書	別紙7						放課後児童クラブ	別紙7において保育室66㎡×8室=528㎡に放課後児童クラブ職員室が含まれた表記になっていますが、放課後児童クラブ職員室について面積の下限値をご教示ください。	面積の下限はありませんが、1支援の単位×常時3名程度の職員配置を想定しています。各種法律に基づき職員計25名程度が利用できる十分な面積を提案してください。
27	要求水準書	別紙10						上下水道	建設用地西側道路側の給水管からの引込を想定しておりますが、引込可能な最大口径をご教示ください。	引込可能な最大口径はφ75mmです。
28	要求水準書	別紙12	2		⑤			エレベーターの定期保守点検・調整	(外観機能点検)月1回(動作試験・調整)年2回と仕様がありますが、リモートによる点検を日々実施しているため(遠隔監視)現地でのEV停止に伴う点検を年4回、法定点検を年1回実施とさせて頂いてよろしいでしょうか。	別紙12はあくまで目安のため、適正な管理をおこなうことを前提に、提案の内容での点検方法も可能とします。
29	要求水準書	別紙12	4	(2)	②			教室等の空気環境測定(ホルムアルデヒド測定含む)	「教室等」とはどこまでを指しますか。「児童が継続して●時間以上滞在する部屋」「教員等の大人も含め継続して●時間以上滞在する部屋」「●㎡以上の諸室」「四面を壁に囲われた諸室すべて」など具体的にご指定頂けますでしょうか。測定範囲により維持管理費用が上下します。	教室等の環境に係る学校環境衛生基準において「教室等」とは、普通教室、音楽室、図工室、体育館、職員室等の児童及び職員等が通常使用する部屋を指します。 空気環境測定を行う諸室は学校環境衛生基準に基づき設定してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	細目 2	細目 3	項目名	質問事項	回答
30	事業者選定基準別紙加算項目審査の評価基準	1	I	(4)				地域経済・社会への貢献	評価の方向性に「地域経済・社会への貢献（児童・地域向けイベント、災害発生時の対応等）」とありますが、想定されている期間は事業期間全体でしょうか、それとも建設期間だけでしょうか。	想定期間は事業期間全体です。
31	様式集	23	様式5-1					提案書類提出書	提案書類提出書の様式に代理人氏名・押印欄がありますが、記述は不要との認識で良いでしょうか。	様式3-4にて復代理人の委任をしていない場合には記載は不要です。
32	様式集	23・24	様式5-1・5-2					提案書類提出書・届出書	様式集P24提案書類確認書に、様式5-1提案書類届出書・様式5-2提案書類確認書はA4ファイルと記載されていますが、①提案書のA4ファイル正本に添付して良いでしょうか。	提示の提出方法で問題ありません。
33	様式集		様式6-2②					提案金額内訳書（年次計画書）	建設業務費の項目に記入する額は、市から受ける支払額でなく、建設業務の出来高を計上すればよろしいのでしょうか。請負約款に規定される請負代金の支払方法は、前払金、中間前払金、部分払とあり、それぞれ請負代金額の●分の●以内の金額を請求できるものとなっておりますので、請求額（市の支払額）を提案時に確定することは困難と考えるため質問するものです。	建設業務費については建設工事請負契約書（案）にて、各支払い方法の請求上限割合を記載しております。本様式には、建設工事請負契約書（案）に基づき、各支払いの請求上限範囲内で算定した市の支払額を記載してください。
34	様式集		様式6-2② 様式11-4① 様式11-5					記載内容	事業期間は令和24年3月31日までで、年度的には令和23年度までかと存じますが、令和24年度まで枠がございます。どのように入力すればよろしいでしょうか。	令和24年度の欄は削除します。
35	様式集		様式6-2② 様式10-2 様式11-4①② 様式11-5					記載内容	単位が千円となっておりますが、エクセルの機能で「表示上は千円単位、実際入力されている数値は千円以下の端数も正確に含む」という形式でもよろしいでしょうか。千円以下をすべて省略してしまうと長期間だと実際の金額との差が生じてきます。	提示のとおり、エクセルの表示上は千円単位、実際入力されている数値は千円以下の端数も正確に含む方法で記入してください。
36	様式集	27	様式7-1					要求水準に関する確認書	様式7-1は押印書類ですが、他の提案書様式同様に穴をあけて正本に製本する形で問題ないでしょうか。	問題ありません。
37	様式集	29～	様式8～					提案書補足資料の添付	関心表明書等の補足説明資料を参考資料として添付することは可能でしょうか。	令和6年2月5日に公表した個別対話No. 71の回答のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
38	様式集	33	様式8-4					地域経済・社会への貢献	「募集要項等に関する個別対話 対話の内容」N0.74における回答②について、「二重計上がないよう、JVにおける地元シェア比率を差し引くなどの計算を用いてください。」とありますが、公平性の観点から、入札に参加する各グループが共通で用いるべき計算方法をご教示ください。（上記回答の場合、JVの元請となる地元シェア比率より、JVの下請けとなる地元企業が業務を受ける比率が大きいことが前提となりますし、単純に差し引くと金額が低くなりすぎると思慮します。）	記載方法について以下の例を参考としてください。 【参加企業】 ・A社は県外企業、B社及びC社は市内企業とする。 ・A社及びB社はグループの構成企業であり、A社とB社でJVを構成する。出資比率はA:B=7:3。 ・C社は下請け企業として、A社またはB社から業務を受ける。 【全体の発注金額が50億円だった場合】 ①50億円のうち市内企業B社のシェアは3割のため、50億円×30%=15億円は市内企業発注分として記載。 ※B社からさらに発注する部分は、市内・市外問わず計上は必要ない。 →この場合、市内発注は1件、15億円 ②①の上、A社からC社へ10億円発注する場合 C社への発注は市内企業発注分として10億円として記載。 →この場合、市内発注は件数=BとCで計2件、発注額=15億円+10億円=25億円
39	様式集		様式11-④					維持管理の事業期間について	様式集Excel1-4①維持管理費内訳書（年次計画書）の令和9年度の事業期間が0年となっていますが、これでよろしいでしょうか。	施設整備からの経過年数を記載しておりましたが、不明確な表現であるため、No.34の修正とあわせ、修正します。
40	様式集		様式12-4					記載内容	「※2：金額は円単位とし、端数は切捨てとしてください。」とありますが、端数とは千円以下のことを指しているのでしょうか。	端数とは、1円未満部分を指します。記載の方法は、No.35の回答をご確認ください。
41	維持管理業務委託契約書	3	第9条	2				利用者からの苦情	この利用者等とは、どこまでの層を想定されていますでしょうか。園児や児童も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	利用者として、園児や児童も含まれる想定ですが、直接苦情が寄せられることは想定していません。
42	維持管理業務委託契約書	17	別紙5					委託料の改定	警備保安業務のみ指標が異なりますが、この場合警備保安業務の委託料のみ改定される状況もあり得ると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	維持管理業務委託契約書	別紙5						委託料の改定方法	設備機器等の耐用年数により、15年の事業期間内に交換するものがありますが、数年後の交換時期には現時点での費用から上昇している可能性が高く、これらの費用については物価変動率とは別で個別に協議して頂けますでしょうか。	原則、個別部品等の物価上昇による委託料の変更は想定していませんが、特段の事情により契約書に定める方法が合理的でない場合には、別途協議対象とすることを検討します。
44	質疑回答書第1回	5	27					延床面積について	質疑回答欄において、「校舎等の面積は延床面積を指します」との内容がございますが、要求水準に記載（4項、3本事業の概要）の通り、この9,100㎡には、ピロティ部の面積を含まないものとの認識で宜しかったですでしょうか。認識が間違いでない場合、実際の延床面積としては、9,100㎡+ピロティ部の提案面積（要求水準28項(エ)ピロティに記載の「駐車場や駐輪場・・・雨天時に自動が遊ぶ場所・・・」部分の面積）になるため、9,100㎡は越えてくるものとの理解で宜しかったですでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
45	個別対話の内容	3	11					延床面積について (ビル管法上の取り扱い等)	<p>対話の内容に「面積は9,100㎡を想定されていますが、8,000㎡以下にすることは可能でしょうか。・・・ビル管法に基づく特定建築物に該当しない建物とし、維持管理費の縮減を図る趣旨です。」について、ビル管法に基づく特定建築物に該当するか否かの判断はその用途に供する部分の面積が基準となりますが、ピロティ下を有効利用することが要求水準で求められており、ピロティ下には駐車場等の何かしらの用途が発生し延床面積に含む必要があり、8000㎡以下にできるとは考えにくいと思われませんが、詳細をご教示いただけませんかでしょうか。</p> <p>上記内容についての補足となりますが、ピロティ下を学校用途以外の利用に限定した場合は可能性があるかと考えますが、要求水準（28項(エ)ピロティ）では「駐車場や駐輪場・・・雨天時に自動が遊ぶ場所・・・」とあるため、要求水準の逸脱となるのではないのでしょうか。</p>	令和6年2月5日に公表した個別対話No. 11の回答のとおり、別棟とする提案などで、要求水準の条件を遵守する場合に認めるとしており、要求水準の逸脱とは考えていません。
46	個別対話の内容	3	11					延床面積について (ビル管法上の取り扱い等)	<p>対話の内容に「面積は9,100㎡を想定されていますが、8,000㎡以下にすることは可能でしょうか。・・・ビル管法に基づく特定建築物に該当しない建物とし、維持管理費の縮減を図る趣旨です。」について、ビル管法に基づく特定建築物に該当するか否かの判断はその用途に供する部分の面積が基準となります。</p> <p>その中で、放課後児童クラブの建築基準法上の用途は福祉施設に該当しますが、ビル管法に基づく用途の判断としては、建築基準法とは解釈が異なり、学校と同じ子どもたちが利用するため、学校に供する用途と判断されるケースがほとんどであると考えますが、ビル管法上の算定面積から除くことができないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	放課後児童クラブは学校用途とは別用途として想定し、ビル管理法の面積に含まない想定です。ただし、保健所による個別の判断となるため、現時点で回答は致しかねます。
47	基本計画書 (質疑回答書第1回)	24 (23)	表5-5 (178)					指定緊急避難人数の算出方法について	<p>基本計画書内配置比較検討図に、指定緊急避難人数の記載がございしますが、その面積（人数）について、建物内外のどの部分において算出されているかの内訳をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>3階以上を避難時使用できる箇所として、以下の面積を計算に使用しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎3階(※一部除く) ・校舎屋上 <p>※一部除く…校舎内について、基本は廊下や特別教室を避難場所として利用する。 普通教室や特別支援教室、職員室、理科室といった個人情報や危険物を管理している室は除く。</p>